

## [事案 2021-258] 三大疾病保険金支払等請求

・令和4年11月30日 和解成立

### <事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、三大疾病保険金が支払われなかったことを不服として、三大疾病保険金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

がんと診断されたため、平成28年2月に契約した組立型保険（契約①）にもとづき、三大疾病保険金の支払いおよび保険料払込免除の適用を求めたが、約款所定の悪性新生物ではなく上皮内新生物に該当するとして、上皮内新生物診断保険金が支払われ、保険料払込免除は適用されなかった。しかし、以下の理由により、三大疾病保険金の不足分の支払いおよび保険料払込免除を適用してほしい。また、令和3年3月に契約した年金保険（契約②）については、募集人から、本件疾病により契約①の保険料の払込みは免除されるとの説明を受けたため契約したものであることから、契約①の保険料払込免除が認められない場合には、契約②を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 本件疾病について、医師から「悪性のがん」と告げられていることから、約款の「悪性新生物」に該当する。
- (2) 募集人に、病名と医師から「悪性のがん」と告げられたことを伝えると、悪性がんであれば、三大疾病保険金が支払われ、保険料の払込みが免除になるとの説明があった。
- (3) 申込時に、約款による説明がなかった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、契約①については、申立人の請求に応じることはできない。契約②については、申立人が契約①の保険料の払込みが免除になることを期待し、これを前提に申し込んだものと理解できるため、取消しに応じる。

- (1) 本件疾病は、悪性新生物には該当せず、上皮内新生物に該当する。
- (2) 募集人は、三大疾病保険金が支払われ、保険料払込も免除されるとの断定的な説明を行ったことはない。
- (3) 募集人は、約款の説明を行っている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、三大疾病保険金の支払い等は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 契約②の申込時期、申立人の保険料負担余力を踏まえると、申立人は契約①の保険料が払込免除になることを前提に契約②に加入したことが窺え、募集人の断定的な説明があった可能性は否定できない。